

水道への理解と関心を高めるために、毎年「水道週間」があり、今年も「飲み水を未来につなごう ぼくたちで」をスローガンに、全国で広報活動などが実施されます。

水は生命の源であり、私たちの生活を豊かにする大切な資源です。上下水道局では、皆さんに安心しておいしく飲んでいただける水づくりに努めています。この機会に、水道の大切さを考えてみませんか。

# 飲み水を未来につなごう ぼくたちで



## 6月1日(月)▶7日(日) 水道週間

問い合わせ 上下水道局 ☎59-2193

### 使用料 に関する ことなど

問い合わせ 業務課 ☎59-2191

店舗などの営業の開始や廃止に伴う使用用途変更の届け出はお早めに！

営業開始や廃止に伴って、使用する用途が変わる場合は、速やかに届け出てください。

また、転居に伴い使用を中止、廃止または開始する場合も、早めに連絡してください。



料金のお支払いは口座振替で！

手続きは簡単。水道料金などの納め忘れもなく便利です。

市内の金融機関または郵便局窓口で申し込んでください。なお、コンビニでの取り扱いを行っています。

また、上下水道局では申し込みを受け付けていませんので、ご了承ください。

○手続きに必要なもの

- ・引き落としを希望する口座の通帳
- ・その通帳の届け出印

ただし、おおむね25年以上経過した給水管などは、漏水の原因により、所有者負担による布設替えが必要となる場合があります。

### 給水装置の所有者名義の変更は 届け出を！

上下水道局では、維持管理に利用するため配管図面などの給水台帳を保管しています。

住宅の売買などにより水道の使用権者名義を変更された際、あわせて給水装置の「所有者名義変更届」を上下水道局に届け出てください。

名義が異なることで事故などの対応が速やかにできない場合がありますので、手続きをお願いいたします。

### 漏水を見つけるには！

水道メーター以降の給水装置の漏水の発見方法は、蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロットマーク(羽根車)が回転しているか確認します。少しでも回転していれば漏水の可能性があるので、早急に上下水道局指定の工事店に相談してください。

ホームページをご覧ください。

市の水道事業

上下水道局のホームページには、利用される方へのお知らせや事業説明など、目的別に掲載しています。ぜひご覧ください。

### 給水装置 に関する ことなど

問い合わせ 工務課 ☎59-2192

「給水装置」の修繕は、指定工事店で！

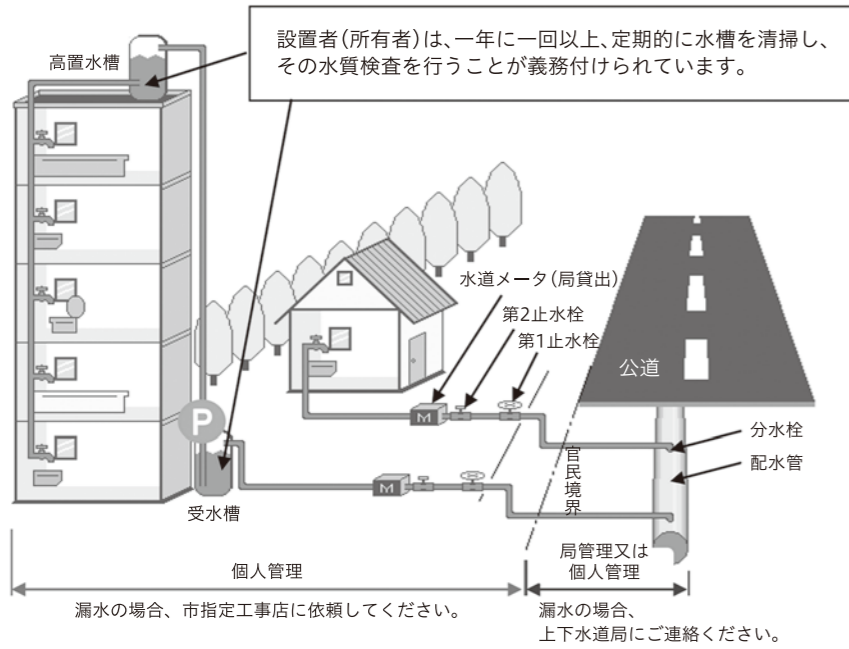
水道の配水管から分岐して設置されている給水管や、これに直結する蛇口や止水栓などの「給水装置」は、メーター本体を除き、所有者(設置者)の財産です。

必要な補修や管理は、基本的に所有者、または使用者の負担で行う必要

があります。転居などに併い使用を一時中止している場合も同様です。

「給水装置」に異常があった場合(漏水など)は、上下水道局指定の工事店に修理の依頼をしてください。指定工事店は、市ホームページや暮らしの便利帳に掲載しています。

また、公道内(官民境界まで)で漏水があった場合は、上下水道局の負担で修理を行っているので連絡してください。



●水道メーターのパイロットマーク(羽根車) 通水時は回転します。



技能講習表		
1	木材加工用機械作業主任者技能講習	15
2	プレス機械作業主任者技能講習	16
3	乾燥設備作業主任者技能講習	17
4	コンクリート破砕器作業主任者技能講習	18
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	19
6	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	20
7	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	21
8	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	22
9	足場の組立て等作業主任者技能講習	23
10	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	24
11	鋼橋架設等作業主任者技能講習	25
12	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	26
13	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	27
14	採石のための掘削作業主任者技能講習	28
15	はい作業主任者技能講習	29
16	船内荷役作業主任者技能講習	30
17	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	31
18	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	32
19	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	33
20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	34
21	鉛作業主任者技能講習	35
22	有機溶剤作業主任者技能講習	36
23	石綿作業主任者技能講習	37
24	酸素欠乏危険作業主任者技能講習	38
25	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	39
26	床上操作式クレーン運転技能講習	40
27	小型移動式クレーン運転技能講習	41
28	ガス溶接技能講習	42
29	フォークリフト運転技能講習	
30	シヨベルローダー等運転技能講習	
31	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習	
32	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	
33	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	
34	不整地運搬車運転技能講習	
35	高所作業車運転技能講習	
36	玉掛け技能講習	
37	ボイラー取扱技能講習	
38	安全衛生推進者養成講習	
39	衛生推進者養成講習	
40	安全管理者選任時研修	
41	職長等教育	
42	職長・安全衛生責任者教育	

## 中小企業人材育成事業 技能講習費用 助成制度

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

中小企業にお勤めの方が技能講習を受講した費用の半額を助成する制度です。

※助成金の申請は、申込順です。予算の額を超える場合は、申請の受け付けができない場合があります。

対象 市内で建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、専門・技術サービス業を主として営む中小企業者(市税などを滞納していないこと)

※市外の事業所などに勤務している方が技能講習を受講した費用は、対象外です。

対象技能講習 令和2年度中の技能講習修了日(修了証交付日)で次の1〜42の技能講習

助成金額 技能講習費用の半額(1000円未満切り捨て)

申し込み 令和3年3月31日(水)までに産業振興課へ。

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。